

## 湘南美術学院 入学約款

### (契約の成立)

- 第1条 入学者（以下「甲」といいます。）は、「湘南美術学院（有限会社金沢アトリエ）年間契約メール」（以下、「年間契約メール」といいます。）の内容及び「湘南美術学院 入学約款」（以下「本入学約款」といい、年間契約メール及び本入学約款を合わせて「本契約書面」といいます。）に定める条項を確認したうえで、本日、湘南美術学院（以下「乙」といいます。）に対して入学の申し込みを行い、乙がこれを承諾することにより、本入学約款が成立するものとします。
- 2 乙は、甲に対し、本書面を、本入学約款の内容を定めるとともに、特定商取引に関する法律（以下「法」といいます。）第42条第2項に基づき契約内容を明らかにする書面として交付します。

### (役務の提供及び対価の支払)

- 第2条 乙は、甲に対し、乙の定める学習指導カリキュラム（入学コース・科・クラス）の中から甲が年間契約申し込みにおいて選択した内容の役務（以下「学習指導」といいます。）を提供します。
- 2 甲が選択した学習指導が提供されている限り、甲が現実に受講しなくとも、乙は甲に対し役務を提供しているものとします。
- 3 甲は、入学金、授業料、年間契約メールに記載された金額、方法により納入期限までに支払うこととします。

### (学習指導の形態)

- 第3条 指導形態については、以下の通りとします。
- ① 「一斉指導」とは、所定の教室で所定の指導時間内（オンラインの場合は任意の場所で、所定または任意の時間）に一人以上の講師が複数の生徒に対して授業形式で指導するものとします。
- ② 「個別指導」とは、所定の指導時間内に講師が所定の場所（オンラインの場合は所定の時間内に任意の場所）に待機し、時間内に生徒が指導を求めた場合には、講師が必要に応じて個別に学習指導を行うものとします。
- ③ 「個人指導」とは、一人の講師が一人の生徒に対し、所定の指導時間を通して、マンツーマンで指導を行うものとします。

### (学習指導の開始日)

- 第4条 本入学約款において、学習指導の開始日とは、年間契約メールに記載した日とします。

### (学習指導の実施場所)

- 第5条 乙は、年間契約メール記載の場所（オンラインの場合は任意の場所）において学習指導を行います。ただし、やむをえない事情がある場合には、両者合意の上、他の場所に移動することがあります。

### (学習指導期間と契約期間)

- 第6条 学習指導の期間は、年間契約メールに記載された契約期間内とします。ただし、毎年3月末日までとします。なお、更新時には、更新料等は請求しないものとします。
- 2 甲及び乙が書面により合意した場合には、契約内容又は契約期間を変更（専攻科の変更、コース追加、進級による科目選択等）できるものとします。
- 3 学習指導の実施校舎・授業時間・授業実施日はカリキュラムの関係上、変更となる場合がございます。

### (入学申込み後のクーリング・オフ等)

- 第7条 甲は、本契約書面を受領した日から数えて8日間以内であれば、書面によって本入学約款を解除することができます。
- 2 第1項にかかわらず、甲が、乙が法第44条第1項の規定に違反して法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は乙が法第44条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかった場合には、乙が交付した法第48条第1項の書面を甲が受領した日から起算して8日を経過するまでは、甲は書面によって本入学約款を解除することができます。
- 3 前2項に基づく本入学約款の解除は、甲が本入学約款を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。
- 4 第1項又は第2項に基づく本入学約款の解除があった場合において、乙が関連商品の販売又はその代理若しくは媒介を行っているときは、甲はその関連商品販売契約についても解除することができます。
- 5 第4項に定める関連商品販売契約の解除は、甲が関連商品販売契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。
- 6 第1項又は第4項に定める契約の解除については、手数料は不要とし、甲は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。既に引き渡された関連商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払義務はありません。既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。

(中途解約)

第8条 乙は、第7条第1項に定める期間の経過後、甲から本入学契約の解約の申し出があった場合には、中途解約届提出日の月末日を解約日とし、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲で損害を請求できるものとし、それを超える前受金を受領している場合には差額分を返還するものとします。

① 学習指導開始後である場合

提供された役務の対価と本入学契約の解約によって通常生じる損害の額として2万円又は1ヶ月分の授業料に相当する金額のいずれか低い額を合算した額に、法定利率(5%)による遅延損害金を加算した額。ただし、提供された役務の対価の単価は、授業料を授業週数で除した金額とします。

② 学習指導開始前である場合

契約の締結及び履行のために通常要する費用の額として1万1千円。

- 2 前項に定める本入学契約の解約があった場合、乙が関連商品の販売又はその代理若しくは媒介を行っているときは、甲はその関連商品販売契約についても解除することができます。
- 3 第2項に基づく関連商品販売契約の解約時に、甲が乙に関連商品を返還した場合において、未使用分に相当する前受金がある場合は、乙は甲に当該金額を返還するものとします。
- 4 乙の事情変更等に基づく中途解約にあたっては、解約手数料等を徴収しないものとします。
- 5 返還金のある場合は、甲の指定する銀行口座に振り込むことにより速やかに甲に返還するものとします。

(退学)

第9条 乙は、甲が次の各号のいずれかに定める場合に該当したときは、甲に対し通知することにより、甲を退学処分として、本入学契約を解除することができるものとします。ただし、甲が退学処分となった場合の授業料の返還については前条の規定に従うものとします。ただし、注意・指導によっても改善が見られないと学院が判断した退学処分の場合には、授業料の返還は一切行いません。

① 甲が、乙又は乙の講師若しくは従業員の指示に従わず、他の生徒に対する指導を妨害した場合

② 甲が、乙の校舎の設備又は備品を故意又は重過失により破損した場合

③ 甲が、年間契約メールに記載された学費の支払いを怠った場合

④ 学院が「2024年度 湘南美術学院 募集要項」記載の◎入学資格がないと判断した場合。

⑤ 学院が「2024年度 湘南美術学院 募集要項」記載の◎心得の各項を遵守していないと判断した場合。

(休講)

第10条 台風、大雪、地震等の自然災害の影響によりやむを得ず休講となる場合、振替授業や授業料の返金は原則として行いません。

(個人情報保護)

第11条 乙は、本入学契約に際し、甲より収集した特定の個人を識別することができる情報(以下、「個人情報」といいます。)に関しては、次の各号に定める目的(これらと相当の関連性を有すると合理的に認められる目的を含みます。)のみに利用します。

① 指導全般、顧客管理、安全管理、個人面談、進路指導等

② ご案内・各種印刷物の送付等

③ 集合写真、作品画像、乙広告物、他企業広告物

2 乙は、法令が定める場合を除き、個人情報を第三者へ提供しないものとします。

(割賦販売法に基づく抗弁権の接続)

第12条 ローン提携販売又は割賦購入斡旋により役務提供を受ける場合には、割賦販売法に基づき当社に生じている事由をもって、金融機関からの支払請求に対抗できます。

(前受金の保全に関する事項)

第13条 前受金の保全措置はないものとします。

(紛争の解決)

第14条 本入学契約の内容について疑義が生じた場合又は本入学契約に関する争いが生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第15条 本入学契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。本入学契約に関わる紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(校舎移動・校外授業)

第 16 条 カリキュラム上必要な校舎移動、校外授業にかかる交通費や入館料等は授業料に含まれておりません。都度ご負担いただきます。